

# 令和3年度事業結果の解説

令和3年4月1日～令和4年3月31日

認定特定非営利活動法人  
全国就労支援事業者機構

## 1 国、自治体、経済界等との連携協働

(1) 平成29年12月に策定された政府の再犯防止推進計画において、就労支援を社会全体で推進する目標が示された。そこで、全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）は、令和3年度において以下のような連携協働を進めた。

ア 法務省保護局が新規に実施する特定少年に対する保護観察処遇において、その中核となるジョブキャリア学習（ワークブックを用いて勤労観・職業観を醸成する学習指導と就労準備講習会や職場体験講習等の体験学習で構成される。）の内容について検討した。

イ 全国機構と法務省が一体となって、経団連、経済同友会、日本商工会議所などの経済団体に対して出所者等の雇用、協力雇用主の登録などについて要請した。

ウ 各都道府県就労支援事業者機構（以下「都道府県機構」という。）の当面の課題等について協議するために法務省保護局の参加を得てオンライン形式の会議を5回開催した。

(2) 都道府県機構においては、引き続き地方自治体に対して、協力雇用主に対する入札優遇制度の導入や自治体による非行少年の雇用を要請した。自治体からは、職場定着の支援、就労者の生活サポートなどについて、都道府県機構への委託や協力依頼が複数あった。

## 2 就労支援事業の推進

刑務所出所者等の雇用の拡大を図るため、協力雇用主の開拓、積極的マッチングによる就労促進、出所者等を雇用した後の職場定着のための見守り支援などに努めた。

その結果、国に登録する協力雇用主数は、令和3年10月1日で24,665社（令和2年同日24,213社）と順調に増加している。平成26年の犯罪対策閣僚会議において設定された「実際に雇用している協力雇用主数を2020年までに1,500社にする」政府目標については、令和元年10月に目標を達成することができ、令和3年度においても引き続き協力雇用主による雇用の拡大に努めた。

### (1) 都道府県機構を通じた事業の推進

ア 雇用の受け入れに協力する事業者（協力雇用主）の拡大

① 協力雇用主登録要請対象企業数 2,299社

② うち登録企業数 1,267社

③ 機構会員協力雇用主数

17,510事業者（前年度17,740事業者）

イ 雇用された就労支援対象者数 2,242人（前年度2,494人）

うち雇用に関わる支援を機構が実施した数 1,619人（前年度1,714人）

（注）「雇用された就労支援対象者数」は主に出所後の就労支援対象者の雇用実績が報告されている。最近では刑務所受刑中に就労先の採用が内定する者が増加し、雇用の約3分の1を占めるようになっており、出所後に就職決定した者の割合が減少しているが、都道府県機構の就労支援は受刑中の者にも及んでおり、全体とし

て就労支援実績は拡大している。

ウ 協力雇用主に対する支援

- ① 雇入れのノウハウ等についての相談、助言、雇用意欲の喚起、不安の軽減等の支援  
6, 909社（前年度5, 529社）
- ② 募集採用活動に対する支援 5, 484社（前年度7, 901社）
- ③ 雇用及び雇用活動に対する経済的支援（雇用助成金、定着奨励金、面接旅費助成等）  
1, 060社 19, 559, 400円  
（前年度 1, 554社 23, 616, 902円）

（注）国の就労奨励金と重複する雇用助成金が減少している。代わって、面接旅費などの採用活動を支援する助成、職場定着を支援する助成が増加している。また下記エの③のとおり、就労支援対象者に対する経済的支援が増加している。

エ 就労支援対象者に対する支援

- ① 職業指導、就労意欲の喚起、求職活動ノウハウの向上等の支援  
6, 781人（前年度6, 917人）
- ② 求職活動に対する支援  
6, 567人（前年度5, 614人）
- ③ 求職・就労に対する経済的支援（面接旅費、就労準備（健康診断、作業着購入等）、職業訓練等）  
1, 414件 9, 380, 158円  
（前年度 2, 699件 9, 461, 640円）
- ④ 就労後の見守り（職場定着支援）  
5, 131人（前年度3, 954人）

オ 都道府県機構の取り組みに対する全国機構の助成

全国機構は各地の機構に対し地方組織活動助成費として総額64, 978, 670円の事業費の助成を行った。（前年度：71, 947, 920円）

（2）全国機構の事業の推進

ア 身元保証事業

令和3年度中に実施した身元保証件数は1, 487件であり、その内訳は次のとおり。

- ① 保護観察対象者等に対する身元保証 1, 485件（前年度1, 691件）
- ② 大阪府更生保護協会が行う身元保証 1件
- ③ 福岡県が行う非行少年等に対する身元保証 1件（前年度5件）

また、損害を受けた雇用主に対する見舞金の支払い件数は34件（前年度47件）であり、支払総額は5, 880, 018円（前年度6, 823, 620円）であった。

イ 顕彰事業

都道府県機構等の組織運営、就労支援事業に多大な功績のあった者に対して表彰状又は感謝状を贈呈し、その功績を広く周知した。

ウ 全国就労支援事業者機構としての広報啓発・研究事業等

- ① リーフレット「再犯のない社会へ」を印刷し、関係先に配付した。
- ② 広報紙「全国就労支援事業者機構ニュース」を2回発行した（令和3年7月、令和4年1月）。

③ 上記1の(1)の通り法務省と連携しての広報活動に努めた。

#### エ 自立支援事業

国立の沼田町就業支援センター(少年院仮退院者等の訓練等を実施)、茨城就業支援センター(刑務所仮釈放者等の訓練等を実施)等を退所する5人に対し自立準備に必要な助成を行った。また、資格取得に対する費用助成を2人に行った。

#### オ 厚生労働省の事業の受託

厚生労働省が公募した令和3年度の「刑務所出所者等就労支援事業」を受託し、職場体験講習実施奨励金及び受講援助費、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会費用の支給事業を実施した。

### 3 全国機構組織について

#### (1) 会員について

令和3年度末の全国機構の会員数は総数で700会員である。また、会員のうち、会員開拓の重点対象である二種法人(企業)会員は387企業(前年度398企業)であり、前年度末に比べ11企業の減となった。特に、業績の不振を理由とする退会が目立った。また、全国機構創設時からの弁護士会員においては、弁護士業の引退を機に退会の申出をする会員が多く見受けられた。

会員の確保は、関係する法人・個人に対する個別開拓を行ってきたところであるが、今後は、経済団体に対する要請やホームページによる広報周知など、効果的かつ幅広い層への呼びかけを進めていくこととする。

#### (2) 会費収入

上記のとおり、会員数が減少したため、令和3年度の会費収入は52,212,000円(令和2年度54,212,000円)であり、前年度に比べ、2,000,000円の減少となった。

#### (3) 寄付・助成金

更生保護法人日本更生保護協会から助成金、一般社団法人日本民営鉄道協会から寄付金を得た。

### 4 都道府県機構の就労支援実施体制の充実のための支援

更生保護法人日本更生保護協会と協働して平成25年10月に開始した「就労支援スタッフを配置する費用の助成」(就労支援事業の担い手がない都道府県機構を対象とする)について、令和3年度は、旭川、青森、長野、福井、三重、滋賀、奈良、山口、愛媛、熊本、大分及び鹿児島 の12機構に助成を行った。